

早稲田大学 大学院法学研究科
2018年度 修士課程入学試験問題(国内受験)
【専修科目】

民事法学専攻

環境法

次のいずれか1問を選び、解答せよ。

第1問

以下は、原発に関する損害賠償訴訟の判決の抜粋である。本判決の予見可能性についての判断に関して支持するか否かを述べ、更にその理由を述べよ。

「長期評価は、本件原発の臨む太平洋の三陸沖北部から房総沖の日本海溝で、M8クラスの津波地震と同等の地震が・・・30年以内に20%程度・・・の確率で発生すると推定しており、この長期評価は・・・合理的なものである」し、「遅くとも、長期評価が公表された平成14年7月31日から数か月後には、長期評価の知見をもとに・・・波源モデルを福島県沖にずらして想定津波の計算をすることが可能であった」し、「その計算結果は、被告東電が平成20年5月頃に行った計算結果・・・に照らし、本件原発の敷地地盤面を優に超えるものになったと認められる。」

「そして・・・被告東電は、平成3年洪水事故を踏まえ、被水によって配電盤が機能喪失することを認識していた。」

「したがって、被告東電は、遅くとも原告らの主張する平成14年7月31日から数か月後の時点において、本件原発の敷地地盤面を優に超えて本件原発の非常用電源設備を浸水させる程度の津波の到来につき、予見可能性があったといえることができる。」

第2問

環境法における汚染者負担原則ないし原因者負担原則について、次の問いに答えよ。

- (1) その内容及び、国内環境法における法的根拠を可能な限り挙げよ。
- (2) わが国の汚染者負担原則は、欧米のそれとは異なる特色を有してきた。2点挙げよ。

答案の書き方(横書/縦書)

六法全書の使用を(認める/認めない)